

愛媛県障がい者スポーツサポートバンク設置運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、愛媛県障がい者スポーツサポートバンク（以下「サポートバンク」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めることにより、第17回全国障害者スポーツ大会を契機とした障がい者スポーツ選手の育成及び強化並びに県内で実施される障がい者スポーツ活動に対する継続的な支援体制の推進を図ることを目的とする。

(設置)

第2条 次に掲げる業務を実施するため、サポートバンクを設置する。

- (1) 個人・団体競技の対戦相手（以下「トレーニングサポーター」という。）を登録し、及び派遣すること。
- (2) スポーツ施設、練習場所等を提供するもの（以下「施設サポーター」という。）を登録し、及び当該登録した施設等（以下「登録施設等」という。）を提供すること。
- (3) 愛媛県障がい者スポーツ指導者協議会（以下「指導者協議会」という。）に属する者であって、障がい者スポーツの指導のほか会場設営又は運営に携わるもの（以下「リーダーサポーター」という。）を登録し、及び派遣すること。
- (4) 理学療法士、作業療法士、看護師、情報支援ボランティアその他の専門的なケア、支援等を行うもの（以下「スタッフサポーター」という。）を登録し、及び派遣すること。
- (5) スポーツイベント開催時の手伝い（会場準備、競技運営、駐車場誘導等）を行うもの（以下「イベントサポーター」という。）を登録し、及び派遣すること。

(運営主体)

第3条 サポートバンクの運営主体は、愛媛県障がい者スポーツ協会（以下「スポーツ協会」という。）とする。

(登録の方法)

第4条 第2条各号の登録（以下「登録」という。）は、公募により行う。ただし、リーダーサポーター及びスタッフサポーターの登録については、指導者協議会、協力団体等から推薦されたものも登録することができる。

(登録の手続)

第5条 登録を受けようとする個人又は団体は、愛媛県障がい者スポーツサポートバンク登録申請書（様式第1号。以下「登録申請書」という。）に必要事項を記入の上、スポーツ協会に提出するものとする。

(登録内容の確認)

第6条 スポーツ協会は、登録申請書の提出があったときは、必要に応じて聞き取り調査等の方法により、登録申請書の記載事項について確認を行い、その適格性を審査する。

(登録)

第7条 スポーツ協会は、登録申請書を提出した個人又は団体が次に掲げる要件を全て満たすときは、登録をするものとする。

- (1) 政治、宗教、営利その他公序良俗に反する活動を目的として活動しないこと。
- (2) トレーニングサポーター及びイベントサポーターにあつては、練習場所等に来ることができること。
- (3) 施設サポーターにあつては、原則として使用料を無料として登録施設等を提供するものであること。

(登録者の公開)

第8条 スポーツ協会は、登録を決定したときは、当該登録に係る個人又は団体（以下「サポーター」という。）について、登録番号、サポーター名、活動が可能な競技、場所等を記載したサポートバンクリストを作成し、スポーツ協会のホームページに公開するものとする。

(登録内容の変更)

第9条 サポーターは、登録申請書の記載事項に変更があつた場合は、速やかに、愛媛県障がい者スポーツサポートバンク登録変更届（様式第2号）をスポーツ協会に提出するものとする。

2 スポーツ協会は、前項の規定による提出があつたときは、当該サポーターに係るサポートバンクリストの内容を変更するものとする。

(登録の取消し)

第10条 スポーツ協会は、サポーターが次の各号のいずれかに該当する場合は、その登録を取り消すことができる。

- (1) 登録の取消しを申し出たとき。
- (2) 第7条に掲げる要件に合致しなくなったとき。
- (3) その他サポーターとしての適性に欠けると認められるとき。

(サポートバンクの運用)

第11条 サポーターの派遣又は登録施設等の利用を希望する団体等（以下「申請者」という。）は、サポーター派遣・登録施設等利用申込書（様式第3号。以下「派遣等申込書」という。）に必要事項を記入の上、原則として派遣又は登録施設等の利用を希望する日の3週間前までにスポーツ協会に提出するものとする。

2 スポーツ協会は、派遣等申込書の提出があつたときは、記載内容を確認し、サポーターとの調整を行った上で、派遣又は登録施設等の利用の可否を決定し、その結果を申請者に通知するものとする。

3 スポーツ協会は、前項の規定により派遣を決定したときは、派遣を希望する日にサポーターの派遣を行うものとする。この場合において、当該サポーターが登録後初めて派遣されるものであるときは、当該サポーターの希望等に応じて、スポーツ協会の職員が立ち合い、指導及び助言等を行うことがで

きる。

- 4 派遣を受けた申請者は、原則として派遣を受けた日から10日以内に、スポーツ協会に実施報告書(様式第4号)を提出するものとする。
- 5 スポーツ協会は、登録施設等の利用に関し、必要な調整を行うものとする。

(費用負担)

第12条 サポーターの派遣に係る申請者の費用負担は、派遣されるサポーターの次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、費用は双方の協議により決定するものとする。

- (1) トレーニングサポーター及びイベントサポーター 無料
- (2) リーダーサポーター及びスタッフサポーター 有料。ただし、負担する額は、双方の協議により決定するものとする。

(個人情報の保護)

第13条 スポーツ協会は、サポーターの権利及び利益を侵害することのないよう、サポーターの個人情報の保護について十分に配慮するとともに、当該個人情報を適正に取り扱うものとする。

- 2 サポーターは、サポートバンクの業務を通じて知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。登録の取消し、又はサポートバンクの運営が終了した後においても、同様とする。

(研修)

第14条 サポーターは、スポーツ協会が開催する研修会に参加すること等により、資質の向上に努めるものとする。

(庶務)

第15条 スポーツ協会は、登録及びサポーターの派遣が円滑に行われるよう、助言、指導その他必要な調整を行う。

- 2 スポーツ協会は、申請者及びサポーターの求めに応じ、傷害及び賠償事故を保障する保険等の加入の手続きを行うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、サポートバンクの運営に関し必要な事項は、スポーツ協会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。